

優良畜産物生産振興事業実施要領

（趣旨）

第1条 優良畜産物生産振興事業の実施については、優良畜産物生産振興事業補助金交付要綱（平成15年9月18日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

（事業の種類及び内容）

第2条 事業の種類及び内容は、別紙のとおりとする。

（事業実施主体）

第3条 この事業において「事業実施主体」とは、以下の要件をすべて満たす団体とする。

- （1）運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- （2）畜産を営む者、地方公共団体、畜産関連事業者（食肉加工業者等）、その他関係者等地域の関係者が連携し、一体となって畜産の収益性の向上を図る団体であること。

（事業計画）

第4条 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、優良畜産物生産振興事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）に実施計画書（別記第2号様式）を添付して知事に提出するものとする。

（事業承認）

第5条 知事は、前条の承認申請書を審査のうえ、適当と認めるときは、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

- 2 事業実施主体は、前条実施計画を変更しようとする場合は、知事の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、優良畜産物生産振興事業実施計画変更承認申請書（別記第4号様式）に変更実施計画書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（事業報告）

第6条 事業実施主体は、事業終了後速やかに優良畜産物生産振興事業実績報告書（別記第3号様式）に実施実績書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、この要領に定めるもののほか、事業実施計画及び事業実績について必要に応じ、事業実施主体に対して調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（補助）

第7条 この要領により実施する事業については、毎年度予算の範囲内において、その経費の一部を補助するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年9月18日から施行し、平成15年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙（第2関係）

事業内容	留意事項
1. 養蜂生産振興事業 県養蜂業の定着化を推進するため、次に掲げるいずれかの事項を実施する事業実施主体に対し補助する。 ア 疾病予防に係る資材・薬剤の購入 イ 飼養衛生管理技術の向上に資する啓発活動等の実施 ウ 蜜源植物の種子及び苗木の購入 エ その他県養蜂業の定着化に係る諸事業の実施	・取得単価が50万円以上の機器及び器具等の備品については、見積書（原則3社以上。）及びカタログ等を添付すること。 ・配布する資材等の対価は、この事業実施に要する費用のうち、県の補助額を差し引いた範囲内とすること。 ・消費者への安全性確保の検査、取組は、出荷前に行うものであること。また安全性が確保できない場合の対応、連絡体制を定めていること。
2. 県産畜産物消費促進事業 県産畜産物の消費流通を促進するため、次に掲げるいずれかの事項を実施する事業実施主体に対し補助する。 ア 販売促進に係る資材の作成・購入 イ ロゴマーク等の商標登録の取得 ウ 販売促進に係る広報宣伝活動等の実施 エ 消費拡大方策等を検討するための推進会議、情報交換会等の開催 オ その他県産畜産物の消費促進に係る諸事業の実施	
3. 品質向上対策事業 県産畜産物、堆肥、飼料等畜産業における生産物の品質向上のため、次に掲げるいずれかの事項を実施する事業実施主体に対し補助する。 ア 高品質化・品質の安定化に資する資材の製造・購入 イ 品質向上に向けた取組の検証 ウ 消費者への安全性確保の検査・取組の実施 エ 品質向上を図るための、生産者を対象とした講習会、共励会等の開催 オ その他県産畜産物の品質向上に係る諸事業の実施	